

市川市庁舎整備基本構想
策 定 資 料 集

【前提条件2】 外部の市民窓口施設（支所や出張所など）の考え方

本市では、サービスを提供する外部の市民窓口施設として、人口規模の大きい行徳地区（行徳駅、妙典駅周辺地域）については、総合的な出先機関として『行徳支所』を、支所に次ぐ出張所機能を持つものとしては、地域性や人口規模を踏まえ、大柏地区に『大柏出張所』を、南行徳地区には『南行徳市民センター』を、JR市川駅の南口には『市川駅行政サービスセンター』を設置している。

この4つの市民窓口施設では、転入・転出などの住民異動、出生・婚姻などの戸籍の異動に伴う届出や申請の受付などの基本的なサービスが提供されている。

このほか、証明書発行を中心に行っている3カ所の窓口連絡所を含めれば、市内の主要駅周辺に市民サービス窓口がほぼ配置されている。さらに、市内11カ所の公共施設やショッピングセンターに設置した証明書自動交付機やコンビニエンスストアにおいても証明書の発行が可能となっている。各市民窓口施設の位置づけは表1-7、サービス内容は表1-8のとおりである。

今後、支所機能の拡充も考えられるが、障がい者福祉の相談や納税相談など、複雑な相談業務を支所や出張所などにおいて完結させるためには、多くの人員とそれに伴う施設拡張が必要となる。

外部の市民窓口施設については、現在のサービス状況などを踏まえ、外部の市民窓口施設は現状維持とすることを前提条件とする。

表1-7 外部の市民窓口施設の種類の位置づけ

	該当施設	法律等の位置づけ	市川市での機能
支所	①行徳支所	特定の区域における事務の全般を行う事務所 (地自法155条1項) (支所設置条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入や出産といった住所や戸籍の異動とそれに伴う一連の手続き(国民健康保険、国民年金、児童手当の申請など)が可能 ・加えて福祉関連の相談を伴う申請事務(障害者手帳の交付、介護保険の申込、保育園の入園等)についても一部実施 ・自治会や水産業などの地域振興や街づくりにかかる一部事業も実施
出張所	②大柏出張所	市役所に出向がなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置する事務所 (地自法155条1項) (出張所設置条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入や出産といった住所や戸籍の異動とそれに伴う一連の手続き(国民健康保険、国民年金、児童手当の申請など)が可能 ・ただし、福祉関連の相談を伴うような手続きはほとんど行っていない
その他 (サービスセンター)	③南行徳市民センター ④市川駅行政サービスセンター	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所とほぼ同様の機能を『南行徳地区』と『市川地区』へ提供
(窓口連絡所)	⑤信篤窓口連絡所 ⑥中山窓口連絡所 ⑦国分窓口連絡所	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁市民課の連絡窓口として、住民票等の証明書発行、転入転出の届出等の受付 (⑦国分窓口連絡所は一部未提供)

表 1-8 各市民窓口施設で提供されているサービス内容

		① 行徳支所	② 大柏出張所	③ 南行徳市民センター	④ 市川駅行政サービスセンター	⑤ 信篤窓口連絡所	⑥ 中山窓口連絡所	⑦ 国分窓口連絡所
基本 情報	最寄駅	東西線 行徳	J R 市川大野	東西線 南行徳	J R 市川	東西線 原木中山	J R 下総中山	北総線 北国分
	駅からの距離	400m	1,100m	100m	0m	200m	400m	1,300m
証明書 発行	住民票、印鑑証明証等	○	○	○	○	○	○	○
	税証明書	○	○	○				
届出	住民異動関係	○	○	○	○	○	○	
	戸籍異動関係	○	○	○				
	国保の加入等	○	○	△	△	△	△	
	年金の加入等	○	○	○	○			
申請	児童手当・医療費助成等	○	○	○	○			
	介護保険の申込	○	○		○			
	障がい者支援（一部）	○	△		△			

○：ほとんど手続きができる／△：一部の手続きができる

※証明書の発行は、市内 11 ヶ所・14 台の自動交付機(H24.4.1 現在)及び全国のセブンイレブン等の一部のコンビニエンスストアでも提供

※介護保険等に関する総合相談・各種支援については、市内 11 ヶ所の在宅介護支援センターで提供